

令和元年度 安全装置等導入促進助成事業概要

公益社団法人 福岡県トラック協会

1. 交付要綱

「安全装置等導入促進助成金交付要綱」参照

2. 助成対象

平成31年4月1日から令和2年2月末日の期間に、新規（中古品・レンタル品を除く）に安全装置等（以下「装置」という。）を導入し、支払いまで完了した公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という）及び支部・分会のいずれにも所属する会員事業所（以下「会員」という）に限る。

3. 申請方式・方法

装置導入後の事後申請方式となります。

会員事業所は、装置を導入、支払い（リース契約）まで完了させ、令和2年2月末日までに下記書類を県ト協（業務一課）にFAX【092-451-7964】にて提出して下さい。

(1) 「安全装置等導入促進助成事業実績報告書（助成金請求書）」様式1

(2) 添付書類

（買取り）装置の請求明細書（写）及び領収証（写）又は金融機関振込通知書（写）

（リース）装置の価格明細書（写）及びリース契約書（写）

※側方視野確認支援装置を申請する場合は自動車検査証（写）も添付して下さい。

また、側方視野確認支援装置を導入したことが確認できる写真（左側方カメラを装着したことが判別できること）の提出を求める場合があります。

※受付期間中でも予算枠に達した場合は、その時点までとする。

【予算執行状況については、県ト協ホームページにて随時お知らせいたします。】

4. 助成対象装置

(1) 後方視野確認支援装置とは、別表に記載している機能を全て有するものに限る。

(2) 側方視野確認支援装置（車両総重量7.5t以上の事業用トラックに装着した場合に限る）とは、別表に記載している機能を全て有するものに限る。**（左側のみ）**

※安全装置助成対象装置一覧参照

5. 助成額・助成装置数

	県ト協	全ト協
助成額	1 装置当たり購入価格（税別、工賃・付属品等は除く）の半額（千円未満切捨て）を助成し上限を20,000円 ^{注1・2} とする。	1 装置当たり購入価格（税別、工賃・付属品等は除く）の半額（千円未満切捨て）を助成し上限を20,000円とする。
助成装置数	1 会員事業所当たり平成31年2月末日現在の保有車両数（エンジン付車両）の20%（端数は切り捨て）を限度とし、上限5装置までとする。	県ト協に申請した台数を全ト協に申請します。 ^{注3} （全ト協のみの申請はできません）

注1) すでに導入済の後方視野確認支援装置（モニター+後方カメラ）に左側方カメラのみを後付け装着する場合は、1万円を助成する。

注2) 新たに後方視野確認支援装置・側方視野確認支援装置（一体型）を同時導入した場合は、それぞれ2万円（計4万円）を助成しますが、申請装置数は2装置となりますので、申請装置数にご注意下さい。

注3) 全ト協の協調助成分（20,000円/台）につきましては、県ト協にて申請いたします。

令和元年度 安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成 31 年 4 月 1 日制定
公益社団法人 福岡県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という。）の事故防止対策事業の一環として、事業用トラックの危険予測に効果がある安全装置等〔後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置〕（以下「装置」という。）を購入する際の購入費の一部を助成することにより、交通事故防止に資することを目的とする。

(助成対象)

第 2 条 県ト協に所属する会員事業所（以下「会員」という。）とする。

(助成対象装置)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 後方視野確認支援装置とは、別表に記載している機能を全て有するものに限る。

(2) 側方視野確認支援装置（車両総重量 7.5 t 以上の事業用トラックに装着した場合に限る）とは、別表に記載している機能を全て有するものに限る。

※安全装置助成対象装置一覧参照

(助成条件)

第 4 条 会員が所有する福岡県内に登録している事業用貨物自動車に、別に定める期間に、新規に装置を導入し、支払いまで完了させ、県ト協に助成申請したものを対象とする。

（※リースでの導入も可）

(助成の交付額及び装置数)

第 5 条 助成金の交付額は、新規（中古品・レンタル品を除く）に装置を装着する会員事業所に対して、1 装置当たり購入価格（税別、工賃・付属品等は除く）の半額（千円未満切捨て）を助成し上限を 20,000 円とする。1 会員事業所当たりの助成装置数は、平成 31 年 2 月末日現在の保有車両数（エンジン付車両）の 20%（端数は切り捨て）を限度とし、上限 5 装置までとする。

※すでに導入済の後方視野確認支援装置（モニター＋後方カメラ）に左側方カメラのみを後付け装着する場合は、1 万円を助成する。

※新たに後方視野確認支援装置・側方視野確認支援装置（一体型）を同時導入した場合は、それぞれ 2 万円（計 4 万円）を助成しますが、申請装置数は 2 装置となりますので、申請装置数にご注意下さい。

(助成対象期間)

第 6 条 平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 2 月末日までとする。

但し、対象期間中でも予算枠に達した場合は、その時点までとする。

(助成金の請求)

第7条 (1) 会員は、様式1の「安全装置等導入促進助成事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)」に請求明細書及び領収書(又は金融機関振込通知書)の写しを添付し、県ト協に提出する。
(リースの場合は、価格明細が分かる書面(写)、及び契約書【装着装置が明記されたもの】(写)を提出)。
※側方視野確認支援装置を申請する場合は自動車検査証(写)も添付して下さい。

(2) 県ト協への最終提出期限は令和2年2月末日必着とする。

(助成金の交付)

第8条 県ト協は、実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、会員の指定する金融機関に助成金を振り込み交付する。

(装置の処分制限)

第9条 会員は、助成対象となった装置を導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附則)

本要綱は、平成31年4月1日より適用する。

後方・側方視野確認支援装置に係る基準

後方・側方視野確認支援装置は、次に掲げる基準に適合するものを助成対象とする。

【後方視野確認支援装置】

- ① 十分な耐久性があること。
- ② 機械的作動が円滑であること。
- ③ 後退時の後方視野が確保できること。
- ④ 運行時（前進も含む）において後方視野が確保できること。
- ⑤ 当該運転者席において容易に後方視野が確保できること。
- ⑥ 日中、夜間問わず常時後方視野が確保できること。
- ⑦ モニターに映し出される映像は実像（通信速度に遅延がなく、かつ、カメラ映像がリアルタイムで当該モニターに表示されることをいう）であること。
- ⑧ 製品名・型式番号が定められていること。

【側方視野確認支援装置】

- ① 十分な耐久性があること。
- ② 機械的作動が円滑であること。
- ③ 車両左側方の交通状況が左折方向指示器と連動してモニターに表示されること。
- ④ 当該運転者席において容易に左側方視野が確保できること。
- ⑤ 日中、夜間問わず歩行者等の動向が確認できるものであること。
- ⑥ モニターに映し出される映像は実像（通信速度に遅延がなく、かつ、カメラ映像がリアルタイムで当該モニターに表示されることをいう）であること。
- ⑦ 製品名・型式番号が定められていること。
- ⑧ 装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないこと。

